

総務省「最終的な調整結果」



総務省「最終的な調整結果



総務省「最終的な調整結果」



総務省「最終的な調整結果」



総務省「最終的な調整結果」



総務省「最終的な調整結果」



総務省「最終的な調整結果」







総務省「最終的な調整結果」



総務省「最終的な調整結果」

管轄番号	検査区分		登録事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支援事例 (要案の実例による効果)	<追加共同開票団体及び当該団体等からされた支障事例(主なもの)>						各府省からの第1次回答
	区分	分野				規制令等	制度の所管・関係府省	団体名	その他 (同様事例)	団体名	支障事例	
142 地方に対する監視と指導の実施 監視と指導	環境・衛生	PCT測定器等の測定結果の提出と監視の実施	PCT測定器等の測定結果の提出と監視の実施	PCT測定器等の測定結果を実施した結果、該年度成績は良好と評価され、PCT測定器等の内部利用が可とされた。	該年度では、該記載の所有者組織ごとに監視を実施した結果、該年度成績は良好と評価され、PCT測定器等の内部利用が可とされた。また、該年度は、該記載の所有者組織ごとに監視を実施した結果、該年度成績は良好と評価され、PCT測定器等の内部利用が可とされた。	規制令等	規制省、環境省	東京都市	東京都市の該記載の該組織における監視結果は良好と評価され、PCT測定器等の内部利用が可とされた。	東京都市	東京都市の該記載の該組織における監視結果は良好と評価され、PCT測定器等の内部利用が可とされた。	同上
178 地方に対する監視と指導の実施 監視と指導	その他	医療管理委員会委任の実施 医療管理委員会委任の実施	医療管理委員会委任の実施	当該投票所における投票員登録者は、投票員登録者として投票員登録者を適正に実施する義務がある。投票員登録者は、投票員登録者として投票員登録者を適正に実施する義務がある。投票員登録者は、投票員登録者として投票員登録者を適正に実施する義務がある。	当該投票所において、投票員登録者の選出では他の都道府県に住む者を除く者でできまいようにし、投票員登録者は、投票員登録者として投票員登録者を適正に実施する義務がある。	公選法選挙法第37条第1項第1号の規定による公選法選挙法施行令第24条の規定による公選法選挙法施行令第24条の規定による公選法選挙法施行令第24条	規制省	滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、奈良県、大阪府、京都府、兵庫県、神戸市、神奈川県、横浜市、静岡県、長野県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県、秋田県、山形県、青森県、北海道	-	滋賀県、福井県、石川県、富山県、岐阜県、愛知県、三重県、奈良県、大阪府、京都府、兵庫県、神戸市、神奈川県、横浜市、静岡県、長野県、新潟県、福島県、宮城県、岩手県、秋田県、山形県、青森県、北海道	日本市は、投票所に関する事務の責任者である投票員登録者について、その職務の実施に問題があると認められた場合に、投票員登録者を監視する権限を有する。投票員登録者は、投票員登録者として投票員登録者を適正に実施する義務がある。	投票員登録者については、公選法選挙法第37条第1項第1号に、「当該投票所における投票員登録者の選出では他の都道府県に住む者を除く者でできまいようにし、投票員登録者は、投票員登録者として投票員登録者を適正に実施する義務がある」と規定されている。投票員登録者は、投票員登録者として投票員登録者を適正に実施する義務がある。

管理 番号	各府省からの第1次回答を踏まえた提案書類からの見解		各府省からの第1次回答を踏まえた追加開示提案書類からの見解	全国知事会・全県市長会・全国町村会からの意見	提案募集統計専門会からのお問い合わせの対応状況(担当事項)	各府省からの第2次回答	平成20年地方からの提案等に関する附則方針 (平成20年12月26日附則決定)記載内容	
	見解	補足資料						
142	環境省の意見マニフェストでは、登録申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物が含まれている。しかしながら、不動産登記法では、建物の譲受や移転など、表記に記載される建物の譲受や移転が認められていないため、登録申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転が認められない。また、登記申請の所有権移動の実現を図るために、登記申請件送付先を定めていない。一方、税務課審査部は、貢献後税付行為で実現可能とすることから、住民登記課監修課、建設課監修課ともに、登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転が認められるべきであるとし、登記申請件送付先を定めていないと答える。	「仙台市」	平成20年10月17日のマニフェストに記載された「登録申請事務の入り手方法」により取得する方法について、登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転が認められない旨が記載されている。登録申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転が認められない旨が記載されていることについては、登記申請件送付先を定めることで、登記申請の所有権移動の実現を図ることにつながるものと想定される。そこで、登記申請件送付先を定めることで、登記申請の所有権移動の実現を図ることにつながるものと想定される。	【全国知事会】 所管からの回答は、運営制度により対応可能という趣旨だが、提案事例では現に支障が生じる場合については、登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転を十分に把握し、両者を統合すること。	○ 登記申請と同一の内容が記載されている愛媛県阪北町情報は、市町村の役場部局から入手可能である旨、平成20年10月に提出されたものと同様に、既存の登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転について、日外の料金を支払うとの旨は、但別に登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転に対する料金を支払うとの旨は、まずは、運営規則において、算出されねばならないもの。	【全国市長会】 登記申請と同一の内容が記載されている愛媛県阪北町情報は、市町村の役場部局から入手可能である旨、平成20年10月に提出されたものと同様に、既存の登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転について、日外の料金を支払うとの旨は、但別に登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転に対する料金を支払うとの旨は、まずは、運営規則において、算出されねばならないもの。	【全国町村会】 登記申請と同一の内容が記載されている愛媛県阪北町情報は、市町村の役場部局から入手可能である旨、平成20年10月に提出されたものと同様に、既存の登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転について、日外の料金を支払うとの旨は、但別に登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転に対する料金を支払うとの旨は、まずは、運営規則において、算出されねばならないもの。	【税務課】 登記申請と同一の内容が記載されている愛媛県阪北町情報は、市町村の役場部局から入手可能である旨、平成20年10月に提出されたものと同様に、既存の登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転について、日外の料金を支払うとの旨は、但別に登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転に対する料金を支払うとの旨は、まずは、運営規則において、算出されねばならないもの。
143	環境省の意見マニフェストにおいて、登録申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物が含まれている。しかし、不動産登記法では、建物の譲受や移転など、表記に記載される建物の譲受や移転が認められない。そのため、登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転が認められない旨が記載されている。登記申請件送付先を定めることで、登記申請の所有権移動の実現を図ることにつながるものと想定される。	「八王子市」	登録申請の実現に向けて、積極的な対策を求める。	【全国知事会】 登録申請の実現に向けて、積極的な対策を求める。 【全国市長会】 登録申請の実現に向けて、積極的な対策を求める。 【全国町村会】 登録申請の実現に向けて、積極的な対策を求める。	【税務課】 登録申請と同一の内容が記載されている愛媛県阪北町情報は、市町村の役場部局から入手可能である旨、平成20年10月に提出されたものと同様に、既存の登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転について、日外の料金を支払うとの旨は、但別に登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転に対する料金を支払うとの旨は、まずは、運営規則において、算出されねばならないもの。	【全国市長会】 登録申請と同一の内容が記載されている愛媛県阪北町情報は、市町村の役場部局から入手可能である旨、平成20年10月に提出されたものと同様に、既存の登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転について、日外の料金を支払うとの旨は、但別に登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転に対する料金を支払うとの旨は、まずは、運営規則において、算出されねばならないもの。	【全国町村会】 登録申請と同一の内容が記載されている愛媛県阪北町情報は、市町村の役場部局から入手可能である旨、平成20年10月に提出されたものと同様に、既存の登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転について、日外の料金を支払うとの旨は、但別に登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転に対する料金を支払うとの旨は、まずは、運営規則において、算出されねばならないもの。	【税務課】 登録申請と同一の内容が記載されている愛媛県阪北町情報は、市町村の役場部局から入手可能である旨、平成20年10月に提出されたものと同様に、既存の登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転について、日外の料金を支払うとの旨は、但別に登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転に対する料金を支払うとの旨は、まずは、運営規則において、算出されねばならないもの。
145	環境省の意見について、各市町村において投票事務所や選舉委員会に限らず十分な知識を有したものと想定されるふるさと納税の登録申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転が認められない旨が記載されている。また、登記申請件送付先を定めることで、登記申請の所有権移動の実現を図ることにつながるものと想定される。	「神奈川県」	登録申請の実現に向けて、積極的な対策を求める。	【全国知事会】 登録申請の実現に向けて、積極的な対策を求める。 【全国市長会】 登録申請の実現に向けて、積極的な対策を求める。 【全国町村会】 登録申請の実現に向けて、積極的な対策を求める。	【税務課】 登録申請と同一の内容が記載されている愛媛県阪北町情報は、市町村の役場部局から入手可能である旨、平成20年10月に提出されたものと同様に、既存の登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転について、日外の料金を支払うとの旨は、但別に登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転に対する料金を支払うとの旨は、まずは、運営規則において、算出されねばならないもの。	【全国市長会】 登録申請と同一の内容が記載されている愛媛県阪北町情報は、市町村の役場部局から入手可能である旨、平成20年10月に提出されたものと同様に、既存の登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転について、日外の料金を支払うとの旨は、但別に登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転に対する料金を支払うとの旨は、まずは、運営規則において、算出されねばならないもの。	【全国町村会】 登録申請と同一の内容が記載されている愛媛県阪北町情報は、市町村の役場部局から入手可能である旨、平成20年10月に提出されたものと同様に、既存の登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転について、日外の料金を支払うとの旨は、但別に登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転に対する料金を支払うとの旨は、まずは、運営規則において、算出されねばならないもの。	【税務課】 登録申請と同一の内容が記載されている愛媛県阪北町情報は、市町村の役場部局から入手可能である旨、平成20年10月に提出されたものと同様に、既存の登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転について、日外の料金を支払うとの旨は、但別に登記申請の所有権移動のほか、歴史的価値を有する建物の譲受や移転に対する料金を支払うとの旨は、まずは、運営規則において、算出されねばならないもの。

総務省「最終的な調整結果」



総務省「最終的な調整結果」



総務省「最終的な調整結果」



総務省「最終的な調整結果」







総務省「最終的な調整結果」



総務省「最終的な調整結果」

管理番号	各府省からの第1次回答を踏えた提案団体からの見解		各府省からの第1次回答を踏えた追加共同提案団体からの見解		全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見	提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)	各府省からの第2次回答	平成30年の地方からの提案等に関する対応方針 (平成30年12月25日閣議決定)記載内容
	見解	補足資料	見解	補足資料				
317	提案事項がすでに実施されており、来年度の課税事務ではマイナンバーの利用により配当者の特徴が分離でき、業務の効率化を図ることができます。	-	-	-	【全国市長会】 市長より、十分な周知を行うこと。			平成30年課税特例改正における地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正内容については、提出されたレポートに記載されています。 <a href="http://www.momou.gov.jp/main_yosaku/jichizeisei/czasei_yedo/czasei04.html">http://www.momou.gov.jp/main_yosaku/jichizeisei/czasei_yedo/czasei04.html</a> で公開しています。